

外国人従業員を雇用している事業者様へ

貴事業所に外国人従業員の方が勤務されている場合、以下の点にご注意ください。

1. 国外に居住する親族について扶養控除等の適用を受ける際の注意点

- 国外に居住する親族について扶養控除等の適用を受ける場合（16歳未満の市県民税の非課税限度額制度の適用を受ける場合も含む）は、以下の書類を事業所へ提出、もしくは提示する必要があります。

非居住者である親族の年齢等の区分		必要書類
16歳以上30歳未満又は70歳以上		・親族関係書類 ・送金関係書類
30歳 以上 70歳 未満	留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者	・親族関係書類 ・送金関係書類 ・留学ビザ等書類
	障害者	・親族関係書類 ・送金関係書類
	扶養控除等を申告する納税義務者からその年における生活費又は教育費に充てるための支払いを38万円以上受けている者	・親族関係書類 ・38万円送金書類

- 親族関係書類とは、次の①又は②の書類で、納税者との親族関係を証明できるもの

- ①戸籍の附票の写し、国又は地方公共団体が発行した書類及びその国外居住親族のパスポートの写し
- ②国外居住親族の氏名、生年月日及び住所（居所）が記載された外国政府又は外国の地方公共団体が発行した書類

- 送金関係書類とは、次の①又は②の書類で、非居住者である親族に生活費や教育費に充てるための支払いをしたことを明らかにする書類

- ①外国送金依頼書の控え
- ②クレジットカード利用明細書 など

※送金関係書類について、複数人の国外居住親族に対し扶養控除等の適用を受ける場合はその親族ごとに送金を行ったことが明らかである書類が必要です。

- 留学ビザ等書類とは、外国における次の①又は②の書類で、国内に住所及び居所を有しなくなった旨を証するものの写し

- ①査証（ビザ）に類する書類
- ②在留カードに相当する書類

国外に居住する親族について扶養控除等の適用を受ける場合

詳細は以下、国税庁ホームページをご確認ください。

令和5年1月以降に非居住者である親族について扶養控除等の適用を受ける方へ検索



2. 給与支払報告書（個人別明細書）の書き方にご注意ください

国外に居住する親族について扶養控除等の適用を受ける場合は以下の点にご注意ください。

書（個人別明細書）

(源泉)控除対象配偶者の有無等		配偶者(特別)控除の額		控除対象扶養親族の数(配偶者を除く。)						16歳未満扶養親族の数	障害者の数(本人を除く。)		非居住者である親族の数
有	従有	老人	円	特定	老人	その他	人	人	人	人	特別	その他	人
○				人	人	人	2	1					4
社会保険料等の金額			生命保険料の控除額			地震保険料の控除額			住宅借入金等特別控除の額				
円			円			円			円				
(摘要)													
生命保険料の金額の内訳		新生命保険料の金額		円		旧生命保険料の金額		円		介護医療保険料の金額		円	
住宅借入金等特別控除適用数		円		居住開始年月日(1回目)		年		月		日		住宅借入金等特別控除区分(1回目)	
住宅借入金等特別控除可能額		円		居住開始年月日(2回目)		年		月		日		住宅借入金等特別控除区分(2回目)	
住宅借入金等特別控除可能額		円		居住開始年月日(2回目)		年		月		日		住宅借入金等特別控除区分(2回目)	
(源泉・特別)控除対象配偶者		(フリガナ)		タマノ タロウ		区分		○		配偶者の合計所得		円	
氏名		玉野 太郎		区分		01		国民年金保険料等の金額		円		旧長期損害保険料の金額	
個人番号				基礎控除の額		円		所得金額		円		5人目以降の控除対象扶養親族の個人番号	
1		(フリガナ)		タマノ ジロウ		区分		○		16歳未満		5人目以降の控除対象扶養親族の個人番号	
氏名		玉野 二郎		区分		01		(フリガナ)		タマノ シロウ		5人目以降の控除対象扶養親族の個人番号	
個人番号				区分		01		(フリガナ)		タマノ シロウ		5人目以降の控除対象扶養親族の個人番号	
2		(フリガナ)		タマノ サブロウ		区分		○		16歳未満		5人目以降の控除対象扶養親族の個人番号	
氏名		玉野 三郎		区分		03		(フリガナ)		タマノ シロウ		5人目以降の控除対象扶養親族の個人番号	
氏名		玉野 三郎		区分		03		(フリガナ)		タマノ シロウ		5人目以降の控除対象扶養親族の個人番号	

① 「非居住者である親族の数」について

例年、この欄の記載漏れが多く見られますのでご注意ください。

詳細は、以下「令和6年分 給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」5ページをご確認ください。

② 「区分」について

控除対象扶養親族が非居住者の場合「01～04」の該当する数字をお書きください。配偶者や16歳未満の非居住者については「○」をお書きください。

詳細は、以下「令和6年分 給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」7、8ページをご確認ください。

給与支払報告書（個人別明細書）の詳細な書き方については以下、国税庁ホームページをご確認ください。

令和6年分 給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引 検索



3. 海外に出国する際には納税管理人の届出をお願いします

住民税はその年の1月1日時点で玉野市に住所があり、前年中の所得金額が一定以上ある方に課税されます。年の途中で出国しても、その年度の住民税の納税義務はなくならないため、納税管理人の届出が必要な場合があります。

●納税管理人とは

「納税管理人」とは、納税義務者本人に代わり納税に関する一切の手続き（書類の受領や納税、還付金の受領など）を行う方（個人でも法人でも構いません）をいいます。

海外へ転出されるなどの理由により、納税等に支障のある場合（書類の受領や納税ができなくなる場合）は、転出される前に「納税管理人」を指定する必要があります。

●納税管理人を指定（設定・変更・廃止）するためには

納税管理人に関する届出の申告書である「納税管理人申告書」を提出してください。

●納税管理人の届出が必要なとき

①納税通知書が送付される前に会社を退職し、出国する場合

出国したご本人の代わりに納税通知書を受け取り、納税をしていただくため、納税管理人の指定が必要となります。

例：令和6年中は会社に勤務していたが、令和7年1月2日以降納税通知書送付前（6月中旬ごろ）に退職し、出国する場合。

※本人宛に納税通知書を送付するのは出国後となるため、納税管理人に納税通知書の受領及び納税をしていただく必要があります。

②納税通知書が送付された後に出国する場合

退職時に一括徴収により残りの税額を全て納めていただく場合は、納税管理人の指定は必要ありません。一括徴収による納付にご協力をお願いします。

●納税管理人を指定しないと・・・

納税通知書を送達することができないため、公示送達（送達したとみなす法的取扱）を行います。公示送達後、納期限までに納付されないと督促状を発送し、延滞金を加算されることがありますので、必ず納税管理人の指定を行ってください。

納税管理人申告書の様式や制度の詳細については、

玉野市ホームページをご覧ください。 **玉野市 納税管理人 検索**



4. 租税条約に基づく個人住民税の免除には毎年手続きが必要です

●租税条約とは

条約を締結している国からの研修生や実習生などで、一定の要件を満たしている方は、所得税や住民税が免除となります。

●個人住民税の免除適用を受けるためには

住民税の免除の適用を受ける場合は、毎年必要書類と該当者の給与支払報告書の提出が必要となります。

期限後での提出は、免除の適用を受けることができない場合があります。

住民税の租税条約に関する届出書の様式や制度の詳細については、
玉野市ホームページをご覧ください。

[玉野市 租税条約](#) **検索**

